

各 位

2020年9月28日

会 社 名 サクサホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 丸井 武士

(コード番号 6675 東証第1部)

問合せ先 経理部長 長谷川 正治

(TEL. 03-5791-5511)

第17期有価証券報告書および第18期第1四半期報告書の提出遅延ならびに当社株式の監理銘柄(確認中)指定の見込みに関するお知らせ

当社は、提出期限の延長承認を受けておりました第 17 期有価証券報告書(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)および第 18 期第 1 四半期報告書(自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)について、提出期限までに提出ができない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、2020年6月24日(水)付「特別調査委員会の設置および第17回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社連結子会社であるサクサシステムアメージング株式会社において、不適切な会計処理に関わる疑義が判明いたしました。本件は、当社の連結財務諸表においても重要な虚偽の表示がなされる可能性のある疑義となり、外部の専門家および社外監査役から構成される特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

また、当社は関東財務局に対し、2020 年8月14日(金)付で第18期第1四半期報告書(自 2020 年4月1日 至 2020 年6月30日)の提出期限延長を、さらに、2020年9月11日(金)付で第17期有価証券報告書(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の提出期限再延長をそれぞれ申請し、それぞれ申請日付で同局から提出期限を2020年9月30日(水)とする旨の承認をいただきました。

しかしながら、特別調査委員会による調査において、当初の不適切な会計処理に関わる疑義については判明 しているものの、新たに発覚した事象に関する事実関係の調査、類似取引の有無の調査等による事実関係の解明 に想定以上に時間を要しているため、調査報告書の受領が遅れる可能性があります。調査報告書を受領し次第、 適時開示いたします。

当社といたしましては、決算・開示作業に可能な限りの人員を投入し、全力を尽くしておりますが、膨大な作業量のため遅延しており、関東財務局から延長承認を受けました提出期限である 2020 年 9 月 30 日 (水) までに監査法人の監査報告書および四半期レビュー報告書を受領し、第 17 期有価証券報告書(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)および第 18 期第 1 四半期報告書(自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)を提出できない見込みとなりました。

2. 監理銘柄(確認中)への指定見込みについて

上記のとおり、当社は、第17期有価証券報告書(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)および第18期第1四半期報告書(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)について、それぞれ承認を受けました提出期限である2020年9月30日(水)までに提出できない見込みとなりました。株式会社東京証券取引所が定める上場規程施行規則第605条第1項第13号aの規定により、金融商品取引法に定める提出期限である2020年9月30日(水)までに当該有価証券報告書および四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、株式会社東京証券取引所より、投資家の皆さまの注意を喚起するため、2020年9月28日(月)付で監理銘柄(確認中)に指定される見込みです。

また、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準により、延長承認後の提出期限(2020年9月30日(水))の 経過後8営業日以内(2020年10月12日(月)まで)に当該有価証券報告書および四半期報告書の提出が できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は、2020年10月12日(月)までに第17期有価証券報告書(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)および第18期第1四半期報告書(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)を提出すべく、最大限の対応を行い、全力を尽くしてまいります。

株主の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、多大なご迷惑、ご心配お掛けいたしますことを心から お詫び申しあげます。

以 上